

立川市総合福祉センター
指定管理者候補者の選定について

答 申

平成 28 年 7 月 29 日

立川市公の施設指管理者候補者選定審査会

平成 28 年 7 月 1 日付立福総第 950 号により、立川市長から、立川市総合福祉センターにおける指定管理者候補者の選定について、下記団体を公募によらない選定による指定管理者候補者としてほしい旨の諮問を受けましたので、次のとおり答申をいたします。

記

1 審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨をふまえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査を行った結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、立川市総合福祉センターについては、下記団体が指定管理者候補者として相応しいものと判断いたしました。

公の施設の名称及び位置	指定管理者候補者名
立川市総合福祉センター 立川市富士見町 2 丁目 36 番 47 号	社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 立川市富士見町 2 丁目 36 番 47 号

○ なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

- ・ 協定締結の際には、仕様書案で定める業務について、具体的な事業計画と要求水準を明らかにすること。
- ・ 収支計画書における事業費が適切であるか再度精査の上、コストダウンを図るための仕組みについて、検討すること。
- ・ 5 年の指定期間中、業務やモニタリング・指導が形骸化することのないよう努めること。

2 審査会日時

日 時	議事内容
平成 28 年 7 月 1 日 (金) 19 時 00 分から	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問・ 特命理由、施設概要、業務内容、仕様等の説明・ 書類審査・ 事業者による事業計画の説明・ 協議及び採点・ 答申案の協議・ その他

なお、審査会開会前に、3 人の委員が総合福祉センターの現地視察を行いました。

3 審査の経過

市より、公募によらず、社会福祉法人立川市社会福祉協議会を特命とする理由として、当該施設の指定管理者には、総合的な福祉サービスの提供や各種調整など、市と連携しながら地域福祉の推進に資することが求められていること、社会福祉協議会は市との連携のもと総合的な福祉サービスの調整等を行っており、その業務を最も効果的かつ効率的に行える事業者であることの説明がありました。

次に、市から施設及び事業の概要、仕様等について説明を受けた後、業務内容と指定管理料の内訳や協議会と市との関係性、これまで非公募としてきた理由などについての質疑がありました。

続いて、社会福祉協議会から事業計画について説明を受けた後、職員数と正規職員・嘱託職員の内訳や資本金の出資者、施設の利用者数の考え方、シャトルバス等送迎の増便の可能性、新たな提案の内容などについての質疑がありました。

これらを踏まえ、審査では、①市民の平等かつ公平な利用が確保されるか、②施設の効用が最大限発揮されるか、③管理に要する経費の縮減が図られるか、④管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか、などの視点から協議を行いました。

その際、協議会の内部留保に対する考え方の整理の必要性、非公募の場合のコストダウンに向けたインセンティブの必要性、などについて意見がありました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 金 井 利 之	大学教授
〃	坂 井 聖	税理士
〃	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	斎 藤 正 雄	公募
〃	藤 田 禎 樹	公募
〃	高 橋 和 子	公募